

二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三条第四十二項若しくは第四十三項、第五十五条の三、第五十五条の五、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二十五第二項(同条第六項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。))、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第四項(同法第七十二条の二十五第七項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二条の二十九の三、第七十二条の三十九の五、第七十二条の四十、第七十二条の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十四第三項、第七十二条の五十七の三、第七十二条の九十四、第七十二条の九十八第三項、第七十二条の二十一第三項若しくは第四項、第七十二条の二十二、第七十二条の二十三、第七十二条の十九、第七十二条の八第四項、第七十二条の九第二項若しくは第九項、第七十二条の三十四第四項、第七十二条の三十五第四項、第七十二条の七の十四、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九条の四第六項若しくは第七項、第三百五十四条の二(同法第七百四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。))、第三百八十九条第一項若しくは第四項(同法第四百七条第三項において準用する場合を含む。))、第三百九十九条(同法第四百七条第四項において準用する場合を含む。))、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百七条第二項、

二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三条第四十二項若しくは第四十三項、第五十五条の三、第五十五条の五、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二十五第二項(同条第六項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。))、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第四項(同法第七十二条の二十五第七項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二条の二十九の三、第七十二条の三十九の五、第七十二条の四十、第七十二条の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十四第三項、第七十二条の五十七の三、第七十二条の九十四、第七十二条の九十八第三項、第七十二条の二十一第三項若しくは第四項、第七十二条の二十二、第七十二条の二十三、第七十二条の十九、第七十二条の八第四項、第七十二条の九第二項若しくは第九項、第七十二条の三十四第四項、第七十二条の三十五第四項、第七十二条の七の十三、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九条の四第六項若しくは第七項、第三百五十四条の二(同法第七百四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。))、第三百八十九条第一項若しくは第四項(同法第四百七条第三項において準用する場合を含む。))、第三百九十九条(同法第四百七条第四項において準用する場合を含む。))、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百七条第二項、

第四百十九條第一項、第四百二十一條、第四百七十九條、第六百五條、第七百一條の五十五、第七百四十二條、第七百四十三條第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

附則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第四十六条 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>[三〇八 略]</p>	<p>第四十六条 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>[三〇八 同上]</p>

附則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府令第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏